公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会親子交流支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下「連合会」という。）が実施する親子交流支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　ひとり親家庭に育つ子どもが両親との絆を維持しながら、心身の健やかな成長を確保するとともに、子どもの権利を擁護することを目的とする。

（対象者）

第３条　本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

（１）　同居親及び支援の対象となる子どもが大阪市内に住所を有し、子どもの年齢が概ね 18 歳未満であること。

（２）　親子交流に関する取り決めを行っており、同居する親及び子どもが別居する親との交流を希望するとともに、本事業を利用することについて父母双方が合意していること。

（３）過去に本事業を利用していないこと及び他の自治体や親子交流支援団体による支援を受けたことが無いこと。

（利用の申込み）

第４条　前条による対象者が本事業の利用を希望する場合には、同居する親ならびに別居する親それぞれが所定の申請書に必要事項を記載のうえ、資格確認に必要な書類を添付して当会へ申込みを行う。

（資格確認）

第５条　前条の資格確認に要する書類は、次の書面とする。

（１）対象となる子どもの住所、氏名、年齢を証明する書類（写し可）

（２）父母の住所、氏名を証明する書類（写し可）

（３）親子交流の取り決め内容が確認できる次の書類のうちいずれかの書類（写し可）

ア　裁判所による親子交流に関する調停調書等

イ　公正証書

ウ　その他親子交流に関する取り決め内容が確認できる書類（写し可）

（支援の期間）

第６条　親子交流支援（以下「支援」という。）の期間は、初回実施日を始期として最長１年間とする。

なお、当該年度内における支援期間が１年に満たない場合は、支援継続申出書の提出により残りの期間について支援を継続できることとする。

（親子交流支援員の配置）

第７条　本事業の実施にあたっては、親子交流に関する相談支援への対応経験を６カ月以上有する者や家事調停・家事審判に関する業務経験を有する者、その他適切に支援を実施する能力を有すると認められる者の中から親子交流支援員（以下「支援員」という。）を選任する。

（事前面談）

第８条　支援の利用に係る申請について、資格確認が完了した場合には、支援員は父母に対して、支援の内容、方法、日程、実施頻度等に関する事前面談を実施する。

なお、事前面談は父母それぞれ個別に２回実施することとし、同居親の面談にあたっては支援の対象となる子どもの同伴を求めるものとする。

（支援計画書の作成及び変更）
第９条　支援員は、前条の事前面談に基づき、父母双方の合意を得て親子交流支援計画書（以下「支援計画書」という。）を作成する。
２　前項の規定に基づき作成した支援計画書について、やむを得ない理由により計画を変更しなければならない場合は、父母双方の合意を得たうえで変更を行うものとする。

（親子交流支援）
第 10 条　支援員は、支援計画に基づき支援を実施することとし、支援の種別は次のとおりとする。
（１）　見守り型支援　親子交流の場において支援員が見守り（付添い型支援を含む。）を行うものであり、その頻度は月に２回までとし、１回あたり２時間以内とする。ただし、当会は月に１回に限り費用を負担する。
（２）　受渡し型支援　父母双方に親子交流時の見守りが不要であるとの合意がある場合に、支援員が親子交流当日に親と同居する子どもを引き取り、親子交流の相手方に引渡し、親子交流終了後に相手方から子どもを引き取り、同居する親に引き渡すものであり、頻度は月に１回、５時間以内とする。

（実施場所）
第 11 条　見守り型支援については、受託事業者が確保する場所で実施することとし、受渡し型支援については、父母の合意のもと、親子交流が適切に実施できる場所において実施する。

（費　用）
第 12 条　支援に要する費用については、次に定めるとおり（いずれも消費税込）とし、当会が負担する。
（１）初期費用　　5,000 円（１人１回、２人まで）
（２）事前面談　　１回 60 分以内　　5,500 円（１人２回まで）
（３）見守り型支援　１回２時間以内　10,000 円（子ども２人まで。３人以上の場合は１人につき 10,000 円を加算する。）
（４）受渡し型支援　１回５時間以内　8,000 円（子どもの人数は問わない。）
※ただし、支援員の交通費は実費分を支払うこととする。
（５）会場使用料　支援１回あたり　　2,000 円（見守り型支援のみ）

（個人情報の保護）
第 13 条　本事業の実施に際して得た個人情報については、大阪市個人情報保護条例及び連合会が定める個人情報保護規程を遵守するとともに、当該事業以外の目的に利用しないこととする。

（その他）
第 13 条　交流支援の実施中において、暴力行為や子どもに対する虐待行為等が認められた場合には、即座に支援を中止するとともに、子どもの安全確保に十分配慮のうえ、関係機関への連絡等必要な支援策を講じることとする。

附　則　　この要領は、令和８年７月１日から施行する。